

直営・契約保養所

軽井沢と箱根の直営保養所(ラ・サレー)2か所のほか、宿泊費用の一部を補助する契約保養所を全国に設けています。

都道府県	施設名	都道府県	施設名	都道府県	施設名	都道府県	施設名
北海道	ホテル 鹿の湯	埼玉県	亀の井ホテル 長瀬寄居	静岡県	亀の井ホテル 熱海 別館	兵庫県	山崎旅館Q 中門前屋
	休暇村 支笏湖		休暇村 館山		亀の井ホテル 伊豆高原		フォレストステーション波賀
	ラビスタ阿寒川		千葉県		亀の井ホテル 九十九里		亀の井ホテル 焼津
	ラビスタ大雪山	亀の井ホテル 鴨川		休暇村 伊良湖	亀の井ホテル 有馬		
岩手県	休暇村 岩手網張温泉	東京都	亀の井ホテル 青梅	愛知県	休暇村 茶臼山高原		亀の井ホテル 赤穂
	休暇村 陸中宮古	神奈川県	ラ・サレー箱根※		亀の井ホテル 知多美浜	亀の井ホテル 淡路島	
秋田県	亀の井ホテル 一関	長野県	ラ・サレー軽井沢※	福井県	休暇村 越前三国	鳥取県	休暇村 奥大山
	休暇村 乳頭温泉郷		休暇村 乗鞍高原		亀の井ホテル 福井	岡山県	休暇村 蒜山高原
宮城県	鳴子温泉 湯元吉祥		休暇村 リトリート安曇野ホテル	石川県	休暇村 能登千里浜	広島県	休暇村 大久野島
	休暇村 気仙沼大島		ペンション リンデンハット	三重県	湯元 榎原館		休暇村 帝釈峡
山形県	篝火の湯 緑水亭		ペンション アリスの泉	京都府	亀の井ホテル 鳥羽	山口県	亀の井ホテル せとうち光
	休暇村 庄内羽黒		癒しの森の宿(9施設)		大阪府		京都 梅小路 花伝抄
福島県	休暇村 裏磐梯		ガトーキングダム小海	滋賀県	亀の井ホテル 富田林	愛媛県	亀の井ホテル 観音寺
茨城県	亀の井ホテル 大洗		ロッジ上天気		休暇村 近江八幡		高知県
	亀の井ホテル 潮来		旅館 やまかの湯	亀の井ホテル 彦根	福岡県	亀の井ホテル 高知	
栃木県	休暇村 那須		池の平ホテル	奈良県		亀の井ホテル 大和平群	熊本県
	ウェルネスの森 那須	ホテル 泉慶	亀の井ホテル 奈良		グリーンピア八女		
	休暇村 日光湯元	休暇村 妙高	和歌山県	休暇村 紀州加太	亀の井ホテル 玄界灘		
	わんわんパラダイス プレミア 塩原	休暇村 南伊豆		休暇村 南紀勝浦	亀の井ホテル 柳川		
群馬県	亀の井ホテル 喜連川	休暇村 富士	兵庫県	亀の井ホテル 紀伊田辺	休暇村 南阿蘇		
	休暇村 嬬恋鹿沢	おおとり荘		休暇村 竹野海岸	亀の井ホテル 阿蘇		
埼玉県	如心の里 ひびき野	杜の湯 さらの里	兵庫県	ねぎや 陵楓閣	鹿児島県	休暇村 指宿	
	休暇村 奥武蔵	亀の井ホテル 熱海		休暇村 南淡路	※直営保養所		



第47回フォトコンテスト入賞作品「あっぱっぴり」

健康で豊かな 未来のために

ホームページ

保険給付の手続きや各種保健事業のサービスについて詳しくご説明しています。また、iBssに登録すると、医療費の確認などができます。



広報誌HOKEN

年4回広報誌HOKENを発行しています。健康情報や事業所の健康づくり活動の紹介、保養所周辺のスポットの紹介など、様々な情報を掲載しています。



事業概況

概要

【設立】大正15年12月20日(1926年)
【代表者】理事長 奥村 英雄

議員・理事

組合会議員 56名
理事 24名

規模(2026年1月末現在)

【加入事業所数】80事業所
【加入者数】被保険者数 40,777人
被扶養者数 27,947人
(扶養率0.69)

直営施設

診療所 47カ所
保養所 2カ所

保険料率

【健康保険】事業主負担 5.155%
被保険者負担 4.115%
合計 9.27%
【介護保険】 1.76%
【子ども・子育て支援金】 0.23%

TOPPANグループ健康保険組合

〒112-8531 東京都文京区水道1丁目3番3号
TEL:03(3835)6700(代)

TOPPAN健保

検索



TOPPAN
GROUP
KENPO



健康で豊かな未来のために

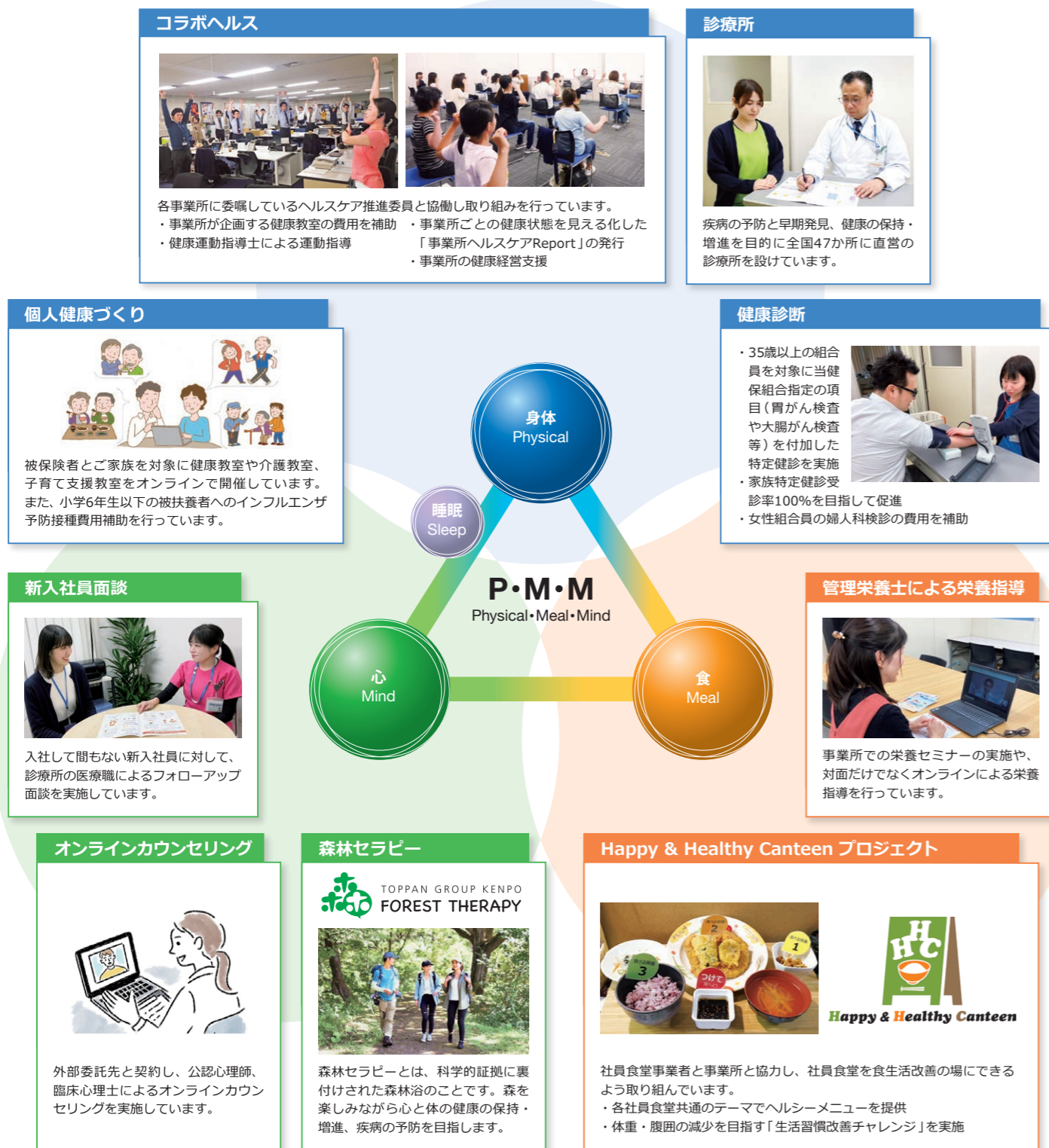
TOPPANグループ健康保険組合は、大正15年の健康保険法の施行とともに設立された、日本で最も歴史の古い健康保険組合のひとつです。設立以来、母体事業所の発展にともない健康保険組合の規模も拡大し、現在では約7万人の加入者を擁する大規模な組合となりました。その間、多彩な保健事業の充実をはかり、数多くの直営診療所を運営するなど、他の健康保険組合にない特徴を持った事業運営を推進してまいりました。

わたしたちは、今後も事業主や組合員の皆さんと知恵を出し合いながら、一致協力して健康保険組合事業の一層の充実に取り組んでまいります。

保健事業

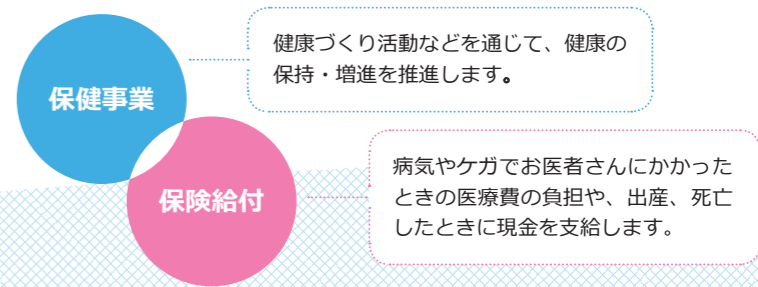
主な取り組み

心身ともに健康な状態を保つためには「適度な運動」「バランスのとれた栄養・食生活」「心の状態のメンテナンス」が重要であると考え、身体=Physical、食事=Meal、心=Mindのそれぞれの頭文字をとり略した「P・M・M」をキーワードに、保健事業の取り組みを体系化しています。



健康保険組合のしごと

毎日の暮らしにおいて自分や家族がケガをしたり、病気になったりしたときの治療費や生活費の問題は重大なことです。健康保険組合ではこのような場合に備えて**保健事業**と、**保険給付**という2つのしごとをしています。



保険給付

主な保険給付

当健康保険組合では、被保険者（本人）や被扶養者（家族）の皆さんが病気やケガをしたときに、健康保険法で定められた「法定給付」に加え、当健康保険組合独自の「付加給付」を上積みして支給しています。

	内容	法定給付 (法律で定められている給付)	付加給付 (当健康保険組合独自の給付)
病気やケガ	治療を受けるとき	療養の給付 医療費の7割（小学校入学前までは8割）	一部負担還元金（本人） 家族療養費付加金（家族） 1件（1人1ヶ月1医療機関、入院・通院別）につき、高額療養費を除いた自己負担額から30,000円（標準報酬月額53万円以上の方は35,000円）を控除した額（1,000円未満切り捨て）
	立て替え払いしたとき（治療用具等）	療養費 一定基準の7割（小学校入学前までは8割）	
	脳卒中、難病、重度障害、末期ガンなどで在宅介護が必要なとき	訪問看護療養費 基準額の7割（小学校入学前までは8割）	訪問看護療養費付加金（本人） 家族訪問看護療養費付加金（家族） 1件（1人1ヶ月1訪問看護ステーション）につき、高額療養費を除いた自己負担額から30,000円（標準報酬月額53万円以上の方は35,000円）を控除した額（1,000円未満切り捨て）
	高額な医療費がかかったとき	高額療養費 1ヶ月間の医療費自己負担額が定められた金額を超えたとき、その超えた額（世帯合算などの負担軽減措置もある）	合算高額療養費付加金 世帯負担額の合計額から1人につき、高額療養費を除いた自己負担額から30,000円（標準報酬月額53万円以上の方は35,000円）を控除した額（1,000円未満切り捨て）
	高額介護合算療養費	1年間に医療と介護にかかった自己負担の合算額が定められた金額を超えたとき、その超えた額を医療、介護の比率に応じて按分した額	
業務外での病気やケガで会社を休み、その間の給与が受けられないとき	傷病手当金（本人のみ） 休業1日につき傷病手当金の基礎となる日額の3分の2を通常して1年6ヶ月間支給	傷病手当金付加金 休業1日につき傷病手当金の基礎となる日額の8割から傷病手当金の額を控除した額を通常して1年6ヶ月間支給	
入院したときの食事代	入院時食事療養費 1日3食を限度に1食につき510円を超えた額		
緊急その他やむを得ない理由により移送されたとき	移送費 最も合理的な経路を元に算定された額		
出産	出産のため会社を休み、その間の給与が受けられないとき	出産手当金（本人のみ） 休業1日につき出産手当金の基礎となる日額の3分の2を産前42日間（多児98日間・予定日より出産が遅れた場合はその間も給付）産後56日間支給	
	妊娠4ヶ月（85日）以上で出産したとき	出産育児一時金 1児につき500,000円 ※産科医療補償制度対象外分娩の場合は488,000円	
死亡	死亡したとき	埋葬料（費） 50,000円	

医療費支払いのしくみ

